

高知大学大学院総合人間自然科学研究科（修士課程）
看護学専攻学位審査基準

1. 学位論文評価基準

下記（１）～（３）の評価基準すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

（１）研究内容、目的、意義

看護学分野における諸課題を取り上げ、その実態把握、要因の関連性解明、課題解決方法の考案などに取り組み、看護学の発展に資することをめざした研究であること。

研究方法

本研究の目的を達成するために適した研究手法が選択され、適切な手順を経て、必要なデータが収集されていること。また、収集されたデータがその特性に応じた手法により分析されていること。

倫理的な配慮

研究の実施に先立ち、研究計画書を研究内容に応じた審査委員会へ提出し、承認を受けていること。また、研究の遂行中も求められる倫理的な配慮がなされていること。

（２）結論

本研究で得られたデータの分析結果に基づき、合理的な結論が導き出されていると共に、その結論が看護学分野における新しい知見や示唆を与えるものであること。

（３）参考論文に対する要件

特になし

2. 審査体制・方法

（１）審査体制

学位論文の内容の詳細な評価および学位申請者の学力を評価するため、主査１名及び副査２名からなる審査委員会を設ける。

（２）審査方法

下記の３つの手順で、審査を行う。

- （i）公開論文発表会を開催し、学位申請者による口頭発表、発表内容についての質疑応答を実施する。
- （ii）審査委員による学位論文評価、学位申請者に対する口頭試問による学力確認または最終試験を実施し、審査委員の合議により学力確認または最終試験の可否を判断すると共に、審査委員会は審査報告書を看護学専攻長に提出する。
- （iii）看護学専攻会議を開催し、審査委員会からの報告、審査結果についての質疑を行ったのち、学位授与可否の投票を行う。